

令和3年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

令和2年度 公益財団法人 かわさき市民活動センター「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料1 令和2年度公益財団法人かわさき市民活動センター 経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート

参考資料1 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

市 民 文 化 局

(令和3年8月20日)

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和2(2020)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人 かわさき市民活動センター	所管課	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課
----------	---------------------	-----	-----------------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

- 市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準である「川崎市市民活動支援指針」において、行政による直接支援よりも、中間支援組織を通じた支援の方が効果的・効率的である旨がうたわれており、当法人が市域における市民活動の中間支援組織を担うものと位置づけられています。
- 子どもと若者が安全に安心して過ごせる居場所となるよう「こども文化センター」・「わくわくプラザ」を適正に管理運営するとともに、市民活動拠点として、その利用を促進する役割も担っています。
- この二つの公益目的事業を通じ、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待されています。

		基本政策	施策
法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	【市民活動推進事業】 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり 【青少年健全育成事業】 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	【市民活動推進事業】 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり 【青少年健全育成事業】 子どものすこやかな成長の促進
	分野別計画	【市民活動推進事業】 ○川崎市市民活動支援指針 ○川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書 ○「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」(平成31年3月策定) 【青少年健全育成事業】 ○川崎市子ども・若者の未来応援プラン(平成30年度～令和3年度)	

4カ年計画の目標

- 【市民活動推進事業】**
- 全市・全領域的な中間支援組織として、市民活動団体が必要とするリソースを時宜に即して提供するとともに、全市拠点として求められる役割・機能を十分に担い得る執行体制を確立します。
 - 市民活動の一層の活性化を図るため、その自主性・自立性の確保に対する適切な配慮を前提とし、区役所及び他の中間支援組織との情報共有、連携を進めることで、中間支援機能の充実・強化を進めます。
- 【青少年健全育成事業】**
- こども文化センター・わくわくプラザの指定管理者として、より良質なサービスの提供を図るとともに、利用者の信頼を一層得られる事業運営を行います。
 - 「こども文化センター」は、市民活動の拠点としての役割を担っており、その役割を推進します。

◎この二つの公益目的事業を通じ、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待できることから、当該法人の活用を図ります。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	市民活動推進事業	施設利用者数(利用者+相談者)	人	31,581	31,900	10,296	d	C	II
		かわさき市民公益活動助成金の申請団体数	団体	84	85	90	a		
		講座受講者満足度	%	93	93	98	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	91,467	88,067	87,105	1)	(2)	
②	青少年健全育成事業	地域や関係機関等との連携状況	団体	1,762	1,900	752	d	D	II
		わくわくプラザの登録率	%	48.5	48.8	35.9	c		
		事業別の行政サービスコスト	千円	2,850,637	3,085,158	3,056,933	1)	(3)	

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	法人の自立化や経営の安定化の推進	自主財源等の確保	千円	46,572	47,421	23,980	d	E	Ⅱ
②	公益法人の会計基準により即した予算執行及び会計処理の確立(財務基準の遵守)	収支相償の達成	円	1,139,869	0	4,213,736	c	C	Ⅱ

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	法人の中核を担う人材の確保・育成	業務関連研修の受講者数	人	3,872	3,872	3,046	c	D	Ⅱ
②	コンプライアンスの取組強化	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

2019年度の市の総括を踏まえ、引き続き、施設利用者数や登録率の向上、自主財源の獲得、行政サービスコストの削減等に取り組み、全市全領域における中間支援組織として、今後も創意工夫をしながら効率的な事業を実施するとともに、新たに市民活動の支援に向けて団体への伴走支援などの手法を取り入れ、青少年支援に向けて体育館や特別活動室などの学校施設の利用場所を確保し児童の活動環境の充実を図るなど対応を図りました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

【市民活動推進事業】

本取組を通じて、数値化された明確な目標に向けて、より効果的な事業運営及び経営改善に取り組むことができたと考えます。令和2年度については、社会全体で新型コロナウイルス感染症拡大防止のための具体的対応が行われた結果、施設利用者数やこれに連動する利用料等の自主財源の減少が生じましたが、「新型コロナウイルス感染症防止に係る団体活動への影響等調査」を全3回実施し活動団体の実情及び支援ニーズを把握し、かわさき市民公益活動助成金の新規メニュー「コロナのピンチをチャンスにする伴走支援助成」等を実施するなど、時宜に応じた積極的な事業展開を行うことができました。課題を抱える活動団体への効果的な支援を実施することで、全市的な中間支援組織としての役割を十分に果たせたと判断します。今後も、これまでの実績を土台として、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえた取組の展開を期待します。

【青少年健全育成事業】

こども文化センター・わくわくプラザの指定管理者として、こども文化センターにおいては、子ども・若者や子育て家庭の居場所を確保し、多様な体験や活動を通じた子ども・子育ての支援と地域活動の支援に取り組み、わくわくプラザにおいては、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場を提供することで、子ども・若者の健全育成に取り組むことができたと考えます。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、こども文化センター・わくわくプラザは、閉館や活動内容の制限、利用自粛要請、イベント等の中止・延期などにより、事業の参加団体数やわくわくプラザの登録率は大きく減少する結果となりましたが、新しい生活様式を踏まえた着実な事業運営を行うことで、コロナ禍における子ども・若者や子育て家庭の居場所の確保と市民活動の拠点としての役割は果たせたと判断します。今後も、学校や家庭、地域と連携しながら、職員の資質向上と子育てニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、市の施策推進に向けた各指標の達成と子ども・若者の健全育成に寄与することを期待します。

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)

事業名	市民活動推進事業
計画 (Plan)	
指標	①施設利用者数(利用者+相談者)、②かわさき市民公益活動助成金の申請団体数、③講座受講者満足度
現状	・市民活動団体の育成・支援は、「川崎市市民活動支援指針」(平成13年9月)に基づき取組を推進しており、「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会 報告書」による提言を実施するためには、市民活動支援を担う職員の人材育成・能力強化が継続する必要があります。 ・平成30年度末に策定予定の「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」において、全市拠点として担う役割や機能強化について検討していることから、これを踏まえた更なる取組の推進に努める必要があります。
行動計画	①市民活動センターの施設利用の促進を図ります。 ②市民活動の活性化を促す市民公益活動助成金の活用を推進します。 ③市民活動団体のニーズに応える講座を開催します。
具体的な取組内容	①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「市民が安心して利用できる安全な施設運営」(新たな施設運営)の方針に則し、団体の3密回避行動と利便性の両立を図ります。 ②伴走支援や個別相談などのフォロー体制を充実させ、助成金に対する団体の関心を喚起し助成金申請を促します。 ③団体活動や運営等に資するテーマの講座を催すとともに、団体が講座で得た知見の「活用成果発表会」を継続実施します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】
	・3密を避けるため、フリースペースのテーブル数を削減し、間隔を空けて配置することとしました。また、施設内は十分に換気し、消毒液での洗浄や二酸化炭素濃度の測定も行いました。 ・団体がオンライン会議に使用できるよう、パソコンコーナーにおいてオンラインブースを設置しました。 ・士業(税理士、行政書士、司法書士、弁護士)による専門相談を相談者の希望によりオンラインで対応しました。 ・事業成果レポートを年2回発行し、事業成果の見える化により、事業活動に対する市民の共感の醸成に取り組みました。
	【指標2関連】
	・新規支援メニュー「コラボ50」を新設し、2団体以上の協働事業に対する助成を開始しました。また、「新型コロナウイルス感染症防止に係る団体活動への影響等調査(全3回)」の結果を受けて、交付決定団体の中から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた団体を対象に、「コロナのピンチをチャンスにする伴走支援助成」として、コロナ対応にかかる経費(委託料、消耗品費、研修費等)を助成しました。併せて、活動期間の短い団体や協働して事業を実施する団体への伴走支援プログラムを開発し実施することで、活動継続への支援を行いました。
	【指標3関連】
	・令和2年度もパワーアップセミナーを年10回開講しました。 ・年度後半の4回をオンライン開催としました。 ・「新型コロナウイルス感染症防止に係る団体活動への影響等調査(全3回)」から把握できた、コロナ禍の下で生じた団体のオンライン会議運営に係るニーズを踏まえて、それに関連するテーマ(オンライン会議運営など)を実施しました。

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	施設利用者数(利用者+相談者)	目標値	31,581	31,700	31,800	31,900	32,000	人
	説明 会議室、印刷室、フリースペース、パソコンの利用者数及び市民活動相談利用者数 ※個別設定値: 30,002(現状値の95%)	実績値		33,190	29,953	10,296		
2	かわさき市民公益活動助成金の申請団体数	目標値	84	85	85	85	85	団体
	説明 スタートアップ申請団体+ステップアップ申請団体+基盤強化申請団体	実績値		100	75	90		
3	講座受講者満足度	目標値	93	93	93	93	93	%
	説明 講座受講者に対するアンケート結果による、満足、やや満足の割合 ※個別設定値: 88(現状値の95%)	実績値		94	96	98		

指標1 に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

- ①施設利用者数の減少は、コロナ禍の下で団体の活動の一時休止や不要不急の集まりなどを控えることを求められる社会状況の影響があるほか、センター施設を4月11日～5月31日にかけて閉館したこと、感染防止策として再開後も夜間閉館およびフリースペースのテーブル数の削減などの影響があります。
②助成金の申請団体数は、より効果的に活用してもらうために新たにコロナ50申請や伴走支援プログラムを設けるなど選択肢を増やしたことによります。
③団体の抱える課題やニーズをとらえ、オンライン会議におけるファシリテートの手法など質の高い講座を提供することに努めた結果が、受講者の満足度の高さに表れました。

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C 指標1「施設利用者数(利用者+相談者)」については、緊急事態宣言を受けての閉館措置や再開後のソーシャルディスタンスの確保を実施したことによる影響を受けて、目標値に達しませんでした。感染症拡大防止のため利用制限が求められる状況下においても、市民活動団体のニーズを迅速・的確に把握し、時宜に応じた支援メニューを提供することにより、指標2「かわさき市民公益活動助成金の申請団体数」及び指標3「講座受講者満足度」について、実績値が目標値を上回ったことから「目標未達成のものがあるが一定の成果があった」と評価します。

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値		89,676	88,079	88,067	88,019	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値	91,467	92,660	91,299	87,105		
行政サービスコストに対する達成度		1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

実績値が目標値よりも下回ったのは、自主財源の減少があったものの、受託事業が「川崎市協働・連携ポータルサイト管理・運営業務」の1件のみであったため、事業費の減少幅が大きくなったことによります。引き続き自主財源の確保を図りながらサービスコストを意識した事業の実施に努めます。

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2) 行政サービスコストに対する達成度について実績値が目標値を下回り、目標を達成していますが、コロナ禍での施設利用者の減少等により本市施策推進の取組については達成区分がCであることから、費用対効果は概ね十分であると評価します。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	公益財団法人 かわさき市民活動センター	所管課	子ども未来局青少年支援室
----------	---------------------	-----	--------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	青少年健全育成事業
計 画 (Plan)	
指標	①地域や関係機関等との連携状況、②わくわくプラザ登録率
現状	子ども・若者に関する基本的な考え方を継承し、一体化した計画「川崎市子ども・若者の未来応援プラン(平成30年度～33年度)」に基づいて、「子ども文化センター」や「わくわくプラザ事業」において、地域での活動や多世代交流、放課後の活動を通じた青少年の健全育成が進められています。
行動計画	①地域や関係機関等の「子ども文化センター」や「わくわくプラザ事業」への参加・参画を推進します。 ②子育て家庭のニーズを事業内容へ反映させることを通じて「わくわくプラザ」の登録率を上げます。
具体的な取組内容	①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、地域連携を実施する際に感染防止策を検討し、安全と積極的な多世代交流の両立に向けて取り組みます。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、安全・安心の確保、特別な支援を要する児童等への対応など、子どもが安心して過ごせ、保護者が安心して子どもを託せる運営を実施するとともに、引き続き地域の方々や関係機関と連携した事業を積極的に展開し、わくわくプラザ室以外の学校施設を活用した取組を推進します。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が発令され、子ども文化センターは臨時休館(4月11日～5月31日)となりました。宣言解除後は、計画的に運営を進めるため「子ども文化センターの段階的な運営」を作成し、衛生管理を強化するとともに、利用時間、定員、活動内容や行事内容等について、段階的に運営を行いながら感染予防に努めました。 ・地域と連携した子ども文化センターの運営を行うため、全53館に設置されている運営協議会と連携し「オープニングセレモニー&カンパジづくり」「おばけパーティー&夏のひんやりさん」「なつやすみ工作～ハンガーアート～」「カラクリ板工作」等の特色ある行事を開催しました。 ・子ども文化センター全53館において、地域の様々な特技・知識を持つ方々にボランティア講師となっただき、地域の子どもと大人が共に遊び、育み合う環境を醸成する取り組みとし「御幸いこいの家へ行く」「タブレットによるオンライン会話」等、様々な事業を実施し、ボランティアと子どもたちの交流を推進しました。 ・わくわくプラザ全102施設において、各施設の地域状況に応じて、関係機関(幼稚園・保育園、学校、老人いこいの家、高齢者施設、地域の寺子屋、子ども会、地域団体・人材、企業、行政機関等)と連携して「医療従事者応援メッセージ」「フィンランドとりももト 紙飛行機づくり」「リモートで！みんなでおどろろ！」等を実施し、子どもたちに様々な体験活動を提供しました。 <p>【指標2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わくわくプラザでは、一回目の緊急事態宣言発令期間中は、利用対象を医療従事者や社会の機能を維持するための職等とし、職種制限を設けて受け入れを行いました。また、宣言解除後も、密集を避けるため、保護者の就労等により「やむを得ない特別な事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として運営しました。 ・手洗い、手指消毒やマスク着用等を徹底するとともに、密となる場合は学校と連携し、特別活動室、図書室を活用するなど、新型コロナウイルス感染症防止対策を図りました。 ・産業医を雇用し、わくわくプラザを巡視していただきながら、新型コロナウイルス感染症対策について、助言をいただき運営に活かしました。 ・わくわくプラザ全102施設の遊具の安全確認及び不具合箇所の整備を行うとともに、児童のビブス着用、緊急連絡等としてのトランシーバー活用、外遊びの前の準備体操の励行等、事故防止対策を確実に実施しました。 ・特別な支援を必要とする児童への対応として、巡回相談員(元特別支援学校教諭及び小学校校長経験者等)を9名配置し、当該業務に従事する職員のアドバイザーや研修の講師を務めていただきました。 ・わくわくプラザ室以外の学校施設の活用については、当法人が管理運営している各区計20グループ内の小学校12校と協議を行い、体育館、特別活動室、図書室等の使用承認を得ました。 ・国が実施する補助制度「緊急包括支援交付金」を活用し、日々使用する消毒液や非接触式体温計、環境測定器(co2モニター)等、50,062,455円分を購入し、感染防止に努めました。

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	地域や関係機関等との連携状況	目標値	1,762	1,800	1,850	1,900	1,950	団体
	説明 子ども文化センター及びわくわくプラザ事業に参加・参画した団体数	実績値		1,902	2,121	752		
2	わくわくプラザの登録率	目標値	48.5	48.6	48.7	48.8	49	%
	説明 在籍児童数に対するわくわくプラザの登録者の割合 ※個別設定値: 47.2(過去の平均値)	実績値		48.6	49.4	35.9		

指標1 に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	c	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

①緊急事態宣言後は「段階的な運営」を作成し、子ども文化センターは、利用時間や定員、わくわくプラザについては、利用対象に制限を設けながら、感染防止策を講じて段階的に運営を行いました。行事等の開催にはオンラインの活用を図りましたが、大規模な行事や飲食等を伴う行事等が再開に至らず、事業に参加した団体数は少なく、本指標の達成には至りませんでした。

②わくわくプラザは、本来、すべての小学生が利用できる事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避けるため、保護者の就労等により「やむを得ない特別な事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象としました。その解除が年間を通してできなかったことから、本指標の達成には至らなかったものの、利用を必要とする児童の把握と受け入れに尽力しました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	2,850,637	2,934,933	3,026,536	3,085,158	3,146,029	千円
	説明 直接事業費－直接自己収入	実績値		2,943,935	3,005,256	3,056,933		
行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

実績値については、コロナ禍での利用者の減少により事業収益の落ち込みがあったものの、子ども文化センターでの臨時休館や時短等により人件費等が抑制されたことによります。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(3)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	公益財団法人 かわさき市民活動センター	所管課	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課
----------	---------------------	-----	-----------------------

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)

項目名	法人の自立化や経営の安定化の推進
計 画 (Plan)	
指標	自主財源等の確保
現状	<p>【市民活動推進事業における主な自主財源】</p> <p>賛助会員受取会費、市民活動事業収益(施設・設備の使用料収入)、受取一般寄付金</p> <p>【青少年健全育成事業における主な自主財源】</p> <p>子育て支援・わくわくプラザ事業収益(サービス利用料)、青少年事業収益(実習生等の受入れに伴う謝礼金)</p>
行動計画	利用者の利便性の向上を図るとともに、公益財団法人としての説明責任及び社会貢献を果たすことにより、自主財源の確保に努めます。
具体的な取組内容	<p>【市民活動推進事業】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「市民が安心して利用できる安全な施設運営」(新たな施設運営)で安全性と利便性を充足させ、安定的な施設利用を図ります。</p> <p>・市民活動団体のニーズや満足度の高い講座を開催します。</p> <p>【青少年健全育成事業】</p> <p>・安全・安心の確保、特別な支援を要する児童への対応等、子どもが安心して過ごせ、保護者が安心して託せる運営を実施します。</p> <p>・社会貢献の一つとして、教育実習生等をこども文化センターで受け入れます。</p>

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>【市民活動推進事業】</p> <p>・「新たな施設運営」方針のもと、施設内換気の促進や設備の洗浄、二酸化炭素濃度測定機の導入などを行い、利用者が安心して施設を利用するための対策を実施し、コロナ禍において可能な限り自主財源の確保につとめました。</p> <p>・研修等の市民が参加する事業については、実施及び参加費徴収をオンラインで行うなど安定的な事業運営及び事業収入の確保を図りました。</p> <p>【青少年健全育成事業】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、手洗い手指消毒やマスク着用等を徹底するとともに、密となる場合は学校と連携し、体育館、特別活動室、図書室等を活用しました。</p> <p>・わくわくプラザ全102施設の遊具の安全確認及び不具合箇所の整備を行うとともに、児童のピブス着用、緊急連絡等としてのトランシーバー活用、外遊びの前の準備体操の励行等、事故防止対策を確実に実施しました。</p> <p>・特別な支援を必要とする児童への対応として、巡回相談員(元特別支援学校教諭及び小学校校長経験者等)を9名配置し、当該業務に従事する職員のアドバイザーや研修の講師を務めていただきました。</p> <p>・子どもたちが落ち着いて過ごせる環境を整えるため、夏休み等の長期休校期間の朝に、短時間で外遊びや室内遊び等を工夫して取り入れる「わくどきタイム」を実施しました。</p> <p>・わくわくプラザ室以外の学校施設の活用については、当法人が管理運営している各区計20グループ内の小学校12校と協議を行い、体育館、特別活動室、図書室等の使用承認を得ました。</p> <p>・教育実習生、職業体験等の受け入れを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れを中止しました。小・中学校の児童生徒がこども文化センターを訪問するまち探検(社会科見学)については、実施時間が短いことから受け入れを行い、20館で延べ858人が来館しました。</p> <p>・子育て支援・わくわくプラザ事業には、保護者の就労等によって午後6時までにお迎えが難しい児童2,684人が登録しており、児童の安全の確保を進めながら事業を実施しました。</p>
---------------	--

評価 (Check)								
経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	自主財源等の確保	目標値		46,785	47,155	47,421	47,835	千円
	説明 市からの補助金・委託費以外の収益 ※個別設定値: 44,987 (過去の平均値)	実績値	46,572	47,818	48,396	23,980		
指標1 に対する達成度		d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
【市民活動推進事業】 コロナ禍において、講座等でのオンラインを活用した事業運営を実施し自主財源の確保に努めましたが、利用制限や施設利用者の減少などにより、前年度に比べ2割ほど自主財源が落ち込んでしまいました。(令和元年度3,851,159円→令和2年度3,142,567円)								
【青少年健全育成事業】 コロナ禍において、感染対策などを行ってまいりましたが、わくわくプラザ(子育て支援・わくわくプラザを含む)の利用者数が減少したこと及び教育実習生の受け入れの中止等の影響により、自主財源が前年度から5割ほど減少となりました。(令和元年度43,918,440円→令和2年度20,802,497円)								

本市 による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		E	市民活動推進事業については、感染症拡大防止策としての閉館や再開後の一部利用制限等の影響により利用料収入が減少したため、目標値を達成できませんでした。 青少年健全育成事業については、感染防止対策として保護者の就労等によりやむを得ない特別な事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童以外の利用自粛を促したことにより、感染症対策を実施しながら利用を必要とする児童の放課後における安全・安心な居場所を確保することができたが、自主財源等の確保としての目標の達成には至らなかったため。

改善 (Action)		
実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
		II

経営健全化に向けた取組②(令和2(2020)年度)

項目名	公益法人の会計基準により即した予算執行及び会計処理の確立(財務基準の遵守)
-----	---------------------------------------

計 画 (Plan)

指標	収支相償の達成
現状	収支相償は、公益法人が守らなければならない財務基準の一つで、原則として、各事業年度の収支を均衡させる必要があり、経常収益が経常費用を上回る状態が続くと、公益法人の認定を取り消される場合もあることから重要な指標となっています。青少年健全育成事業において、人件費等のぶれ幅が大きくなる場合があります。
行動計画	予算の計画執行に努めるとともに、大幅な剰余が見込まれる場合には、将来の事業拡充に向け、特定費用準備金の活用を図ります。
具体的な取組内容	月次における収支予算管理月報等による執行状況を各課で共有し確認しながら、予算の計画的な執行に取り組みます。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 市民活動推進事業においては、コロナ禍において安定的な参加者の確保に向けてオンライン研修の充実に取り組み、青少年健全事業においては、図書や遊具の購入、施設の修繕などを行うとともに、徹底した施設内の消毒を実施し、コロナ禍において、可能な限り安心・安全な施設運営に努め、収支均衡を図りました。</p>
---------------	---

評 価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	収支相償の達成	目標値		0	0	0	0	円
	説明 収支相償の計算は、行政庁(県)に提出する「収支相償の計算」(別表A)のルールに従い算出します。	実績値	1,139,869	△ 1,417,297	39,324,647	4,213,736		
指標1 に対する達成度		C	<p>a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

収支相償の達成に関しては、本連携・活用方針策定時に、市と協議の上、目標値を極力数値化するため、便宜的に0円と表示したのですが、その評価にあたっては、単純に実績値が目標値未満か以上かによるのではなく、公益法人認定法並びに国のガイドライン及びFAQによると、剰余金が生じた理由と当該剰余金を短期的に解消する計画を踏まえ判定されるものとされています。

令和2年度についても収支相償の方針に基づき剰余金等を出さないように会計の運用を行いました。児童厚生員資格取得研修の中止等により一部予算が執行できず前年度より大幅に減りましたが剰余金が発生したものです。また、令和元年度の剰余金については、令和2年度の人件費に充てる予定でしたが、法改正による同一労働同一賃金の対応整理等により活用することができなかったところであり、令和2年度の剰余金と併せて、同一労働同一賃金の対応に関わる人件費、児童厚生員資格取得の研修の未受講者対応等に充当し、計画的に解消していく予定であることから、昨年同様の達成度とするのが妥当と考えます。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
C	C	<p>A. 目標を達成した</p> <p>B. ほぼ目標を達成した</p> <p>C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった</p> <p>D. 現状を下回るものが多くあった</p> <p>E. 現状を大幅に下回った</p>	<p>法人コメントに記載のとおり、国の基準によると、令和2年度の実績値については、主に青少年健全育成事業において児童厚生員資格取得研修の中止等に伴い剰余金が発生したものであり、また、令和元年度分の剰余金の未執行についても、コロナ禍における先の見えない事業運営の中ではやむを得ないものと考えられ、短期的に解消される見込みがあることを考慮すれば、収支相償を一定程度達成していると考えます。</p>

改 善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
II	<p>I. 現状のまま取組を継続</p> <p>II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続</p> <p>III. 状況の変化により取組を中止</p>	<p>公益法人認定法の趣旨に沿って、上記法人コメント及び本市による評価の達成状況の区分選択の理由に則り、収支相償に向けて、事業を計画的に実施しながら会計の運用をしっかりと行っていきます。また、次年度以降、当該収支相償計画の執行上、特定費用準備金の設定が必要であれば運営上検討してまいります。</p>

4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)

項目名	法人の中核を担う人材の確保・育成
計画 (Plan)	
指標	業務関連研修の受講者数
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月まで、法人の中核を担う人材は川崎市からの派遣職員が行っていたことから、法人の組織運営を担えるプロパー職員が不足しています。 事業のサービス向上には、職員の資質向上を欠かすことができません。
行動計画	職員の資質向上と業務知識の習得を目的として、自主研修を実施するとともに市内外で開催される研修やシンポジウムへ積極的に参加させます。
具体的な取組内容	職員の資質の向上を図るため、川崎市や関係団体の主催する研究会や講演会に積極的に参加させるとともに、各課における業務知識の習得や専門性の充実を目指して、関連するセミナーへの参加や法人内での相互研修を進めていきます。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1 関連】</p> <p>総務課：労務管理及び財務知識向上のため「公益・一般法人に係る総合税務対策特別講座」「奉行クラウドフォーラム2020」「コラボロー(文書システム)セミナー」「公益・一般法人経理担当のための年末調整入門」の研修等に4人が参加しました。</p> <p>市民活動推進課：市民活動団体の活動支援に必要な知識習得のため、「ボランティア活動支援施設スタッフセミナー～市民活動支援センターの役割とNPOの基礎知識」、「Withコロナ時代の市民活動をサポートする専門家・プログラム見本市」、「コロナ禍における市民活動を考える」などの17の研修に19人が参加しました。</p> <p>青少年事業課：新型コロナウイルス感染症予防対策として、可能な限り、従来よりも広い会場やリモートで開催したり、時間を短縮して実施した結果、「人権研修」「衛生管理研修」「子どもの理解と対応」などを含め、64回の研修に計3,023人が、参加しました。</p>
---------------	---

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	業務関連研修の受講者数	目標値		3,872	3,872	3,872	3,872	人
	市民活動推進課：業務関連研修・シンポジウム、青少年事業課：自主研修等 ※個別設定値：3,678(現状値の95%)	実績値	3,872	4,169	3,909	3,046		
指標1に対する達成度		C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
市民活動推進課については、職員の資質の向上と知識の習得を目的に市内外で開催される研修や講習・シンポジウムなどに参加しており、特にコロナ禍での事業の在り方やリスク管理などを学ぶなど事業に生かしており、また、蓄積した知識に応じて職員が講師となり還元しています。 青少年事業課については、コロナ禍で職員を対象とした研修を可能な限りリモートなどで工夫しながら開催しましたが、研修等の縮小や中止などにより減少しています。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		D	市民活動推進事業については受講した研修の数及び参加人数について前年度実績を上回りました。(令和元年度：11研修に13人が参加) 青少年健全育成事業については、オンラインを活用した研修などを可能な限り実施し、職員の資質向上と業務知識の習得に努めたが、感染症対策としての研修等の縮小や中止により目標の達成には至らなかったため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	社会環境の変化に応じた業務知識やリスク管理の習得などを通じて、資質の向上を目的に職員の法人内での研修を始め、オンラインを含めた様々な市内外の講習や研修等に積極的に参加できるような組織として一体となって進め、多様な人材の育成を図っていきます。

業務・組織に関する取組②(令和2(2020)年度)	
項目名	コンプライアンスの取組強化
計画(Plan)	
指標	コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	他の法人において法令違反の事件が発生しており、当法人においてもコンプライアンスを高めるための方策が求められています。
行動計画	他の法人において発生した法令違反事件等を検証し、管理職会議等を通じ周知することにより、全職員に法令順守の重要性を高く認識させるとともに、風通しの良い職場環境づくりを進めることにより、当法人のコンプライアンスを強化します。
具体的な取組内容	当法人の管理職会議やこども文化センターの館長会議の開催を通じて、また、法人内の掲示板を活用しながら職員における法令順守の徹底と情報共有を進めていきます。

実施結果(Do)	
業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>法人本部管理職会議(17回:定期12回、臨時会5回)及び館長会議(11回)を開催し、法令の遵守とコロナ禍での職員の自覚的行動や対応などを法人内の各会議や掲示板を通じて発信し職員に伝達しました。</p>

評価(Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明	実績値						
指標1に対する達成度		a	<p>a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
コンプライアンスに反する事案の発生はなく、法人におけるコンプライアンスの維持強化を図ることができました。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
	A	<p>A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った</p>	<p>管理職会議や各種会議等における取組の推進や啓発の強化により、コンプライアンスに反する事案は発生しなかったことから、目標を達成したと評価します。</p>

改善(Action)	
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性の具体的内容
<p>I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止</p>	<p>I. 法人のコンプライアンスの強化向上に向けて、引き続き職員に法令順守と風通しの良い職場環境の維持を進めていきます。</p>

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	3,078,087	3,230,523	3,218,700	
	経常費用	3,130,905	3,191,175	3,214,486	
	当期経常増減額	△52,817	39,348	4,214	
	当期一般正味財産増減額	△52,817	39,269	4,082	
(指定正味財産増減の部)	当期指定正味財産増減額	19	19		
	正味財産期末残高	230,248	269,536	273,618	
貸借対照表	総資産	1,126,990	1,128,488	1,319,633	
	流動資産	374,748	353,910	474,081	
	固定資産	752,242	774,577	845,552	
	総負債	896,742	858,952	1,046,015	
	流動負債	380,157	317,421	433,748	
	固定負債	516,586	541,531	612,267	
	正味財産	230,248	269,536	273,618	
一般正味財産	197,341	236,610	240,692		
指定正味財産	32,907	32,926	32,926		

エラーチェック

OK	OK	OK	OK
----	----	----	----

本市の財政支出等(単位:千円)

	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金	120,062	119,078	115,061	
委託料	66,734	65,833	75,266	
指定管理料	2,839,972	2,967,713	3,000,892	
貸付金(年度末残高)				
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
出捐金(年度末状況)	10,000	10,000	10,000	
(市出捐率)	16.2%	16.2%	16.2%	

財務に関する指標

	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)	98.6%	111.5%	109.3%	
正味財産比率(正味財産/総資産)	20.4%	23.9%	20.7%	
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)	-22.9%	14.6%	1.5%	
総資産回転率(経常収益/総資産)	273.1%	286.3%	243.9%	
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益	98.3%	97.6%	99.1%	

法人コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市コメント
当財団は、収益事業を行っておらず、市民活動推進事業及び青少年健全育成事業を公益目的事業の主な柱として展開しています。公益財団法人として収支相償の原則により利益率は、ゼロに近い運営を行っていますが、青少年健全育成事業の一部(子育て支援・わくわくプラザ事業)を除いて、受益者負担の方式は採用しておらず、補助金、指定管理料等で予算措置が行われており、当該事業を利用者に無償で提供することとしているため、確保すべき大きな自主財源はなく、当財団の収益における市の財政支出の依存度が高いのは、この状況によるものです。	受益者負担の原則に基づき、当財団の自己収入として利用料を徴収させるか否かは、市の政策判断によるかと考えます。当財団自体、公益性を重視した運営を継続させていく方向であり、その結果、今後も市への財政依存度は高い水準とならざるを得ないものと考えます。	今後も引き続き、経費の削減や多様な財源の確保に努め、社会変容に応じて事業内容を工夫する等により、施設利用者数等各指標の向上に取り組むことを期待します。

(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	2	0	1	9	0	1
職員	215	0	0	102	0	16

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定 ただし、 成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和2年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。

・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。

・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。

・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとなります。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	Ⅰ ...約28%、Ⅱ ...約68%、Ⅲ ...約5%
		R1	Ⅰ ...約60%、Ⅱ ...約40%
		H30	Ⅰ ...約72%、Ⅱ ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	Ⅰ ...約35%、Ⅱ ...約62%、Ⅲ ...約3%
		R1	Ⅰ ...約50%、Ⅱ ...約50%
		H30	Ⅰ ...約67%、Ⅱ ...約28%、Ⅲ ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	Ⅰ ...約78%、Ⅱ ...約18%、Ⅲ ...約4%
		R1	Ⅰ ...約98%、Ⅱ ...約 2%
		H30	Ⅰ ...約93%、Ⅱ ...約 7%

＜今後の取組の方向性区分＞
 Ⅰ．現状のまま取組を継続
 Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
 Ⅲ．状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和 2 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 3 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遜減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

＜本委員会の意見＞

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものとする。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものとする。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

(3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

(4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。</p> <p>そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないか。</p>	<p>高まると予想される。 そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	---	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>文化財団の経営健全化に向けた取組について</p>	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
<p>市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について</p>	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	--	--

(3) 業務・組織に関する取組^{*}についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		<p>力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。</p>
<p>みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて</p>	<p>現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。</p>	<p>現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。</p> <p>したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。</p>

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・ 第2回委員会

令和3年7月16日(金) WEB会議にて開催

- ・ 第3回委員会

令和3年7月29日(木) WEB会議にて開催